

茨城県液化石油ガス事故措置要綱

昭和61年 4月 1日 制定
平成30年 4月 1日 改正

茨城県防災・危機管理部消防安全課産業保安室

茨城県液化石油ガス事故措置要綱

1 総則

この要綱は、県内において液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「液化石油ガス法」という。）の適用を受ける事業者及び一般消費者等において事故及び大規模事故が発生した場合、消防安全課産業保安室（以下、「産業保安室」という。）及び各県民センター環境・保安課、日立商工労働センター（以下、「県民センター」という。）における通報連絡体制並びに対応処置等を定め、事故に伴う業務を迅速、適正に処理することを目的とする。

なお、経済産業省（以下、「経産省」という。）及び関東東北産業保安監督部（以下、「監督部」という。）への通報・報告並びに対応処置等は、この要綱の定めによるほか、経産省の定めた液化石油ガス事故対応要領（以下、「経産省事故対応要領」という。）によるものとする。

2 事故の定義、規模の分類、人的被害の定義、事故対応区分及び緊急措置命令

(1) 事故の定義

ア LPガス事故

液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる貯蔵施設、充てん設備（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）、一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、次の（ア）～（エ）に該当するもの（以下「LPガス事故」という。）をいう。

(ア) 漏えい

液化石油ガス（以下「LPガス」という。）が漏えいしたものの。（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害がなかったものに限る。）ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。

(イ) 漏えい爆発

LPガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの

① 漏えい爆発（漏えいしたガスによる爆発のみの場合）

② 漏えい爆発・火災（漏えいしたガスによる爆発後火災の場合）

(ウ) 漏えい火災

LPガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記（イ）を除く。）

(エ) 中毒・酸欠

LPガス消費設備の不完全燃焼又はLPガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

イ 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難

次の各号の一に掲げるものに限る。

(ア) 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。

(イ) 消費設備（移動中のものを除く。）

(ウ) 貯蔵施設に貯蔵してあるもの。

ウ その他事故

次の各号の一に掲げるものは、LPガス事故には該当しない。

(ア) 自殺、故意、いたずら、盗難等が原因による事故。

(イ) 自然災害による事故。（事故原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲い、保護板の設置等）の不備等、保安対策が不十分であると認められる場合を除く。）

例) 地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。

例) 洪水・土砂崩れ等による設備の破損等の事故。

(ウ) カセットコンロ及びカセットコンロ用容器等に係る事故。

(エ) LPガスの漏えいがない状態で、LPガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む

。)が過熱し、又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災等。

(オ) その他上記アに掲げるLPガス事故に該当しない事故。

例) 自動車の飛び込みによる事故

エ 大規模事故

大規模事故とはLPガス事故であって次の(ア)、(イ)に定めるものであってコンビナート防災本部の対応する事故を除く。

(ア) 火災、ガスの大量噴出・漏えい等が継続中であって、更に災害の拡大が予測される事故

(イ) 液化石油ガスの漏えい等により供給先以外の住民への被害が生じるおそれのある事故

(2) 事故の規模の分類

事故の規模の分類は、次のとおりとする。

ア A級事故

LPガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 死者5名以上のもの。

(イ) 死者及び重傷者が合計して10名以上のものであって、(ア)以外のもの。

(ウ) 死者及び負傷者(軽傷者を含む。)が合計して30名以上のものであって、(ア)及び(イ)以外のもの。

(エ) 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等の甚大な物的被害(直接に生ずる物的被害の総額が概ね5億円以上)が生じたもの。

(オ) 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの。

(カ) その発生形態、影響の程度、被害の態様(第三者が多数含まれている場合、テロによるもの等)等について、テレビ・新聞等の取扱い等により著しく社会的影響・関心が大きい^(※1)と認められるもの。

(※1: NHK全国放送/民間全国放送/全国紙等で10社以上の報道がなされている場合を目安とする。)

イ B級事故

A級事故以外であって、LPガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 死者1名以上4名以下のもの

(イ) 重傷者2名以上9名以下のものであって、(ア)以外のもの。

(ウ) 負傷者6名以上29名以下のものであって、(ア)及び(イ)以外のもの。

(エ) 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損壊等の多大な物的被害(直接に生ずる物的被害の総額が概ね1億円以上5億円未満)が生じたもの。

(オ) その発生形態、影響の程度、被害の態様(第三者が多数含まれている場合等)について、テレビ、新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が大きいと^(※2)認められるもの。

(※2: NHK全国放送/民間全国放送/全国紙等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。)

ウ C級事故

A級事故及びB級事故以外のLPガス事故であって、次の「C1級事故」又は「C2級事故」のいずれかに該当するものをいう。

なお、「充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難」は、C2級事故として取り扱う。

【C1級事故】

(ア) 負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下のもの。

(イ) 爆発・火災等により建物又は構造物の損傷等の物的被害者生じたもの。

【C2級事故】

(ア) C1級事故以外のLPガス事故。

(3) 人的被害の定義

人的被害の定義は、以下のとおりとする。

ア 死者

事故発生後、5日（120時間）以内に死亡が確認された者。

イ 重傷者（CO中毒等、外傷を伴わない場合は、「重症者」という。）

事故発生後、30日以上の治療を要する負傷をした者。

ウ 軽傷者（CO中毒等、外傷を伴わない場合は、「重症者」という。）

事故発生後、30日未満の治療を要する負傷をした者。

(4) 事故対応区分

事故通報及び事故時の措置は表1の「事業者等区分」に応じて「事故対応区分」により行う。

なお、事業者等の区分が困難な場合は産業保安室と県民センターで協議のうえ、事故措置を講ずる。

(5) 緊急措置命令

緊急措置命令に係る発出基準、命令内容、発出フローは（別紙）による。

3 通報連絡体制

(1) 事業者等における事故通報及び連絡体制

ア 事故発生時の通報・連絡先は、原則として、表1「事故対応区分」の事故対応区分による。

イ 事業者等の事故通報担当者は、事故発生後直ちに別図1の連絡体制により、産業保安室、県民センターに次に掲げる事項を電話で通報するとともに「事故発生報告書」（別紙様式）をファクシミリで送信する。

1. 事故の種類	2. 発生日時	3. 発生場所
4. 発生箇所	5. 事故の状況	6. 被害の状況

ウ 休日・夜間については、宿日直担当職員に電話で事故発生を通報するとともに「事故発生報告書」（別紙様式）をファクシミリで送信する。

エ 第2報以降の通報は、状況の変化に応じて事故の概要、事故の原因、応急措置の内容等について逐次報告する。

オ 第2報以降の事故情報の報告先について通報先から指示があった場合は、以後それに従う。

カ 事業者等は事故の詳細な内容及び発生原因などについて調査し、事故届を通報先に提出する。

(2) 産業保安室における事故通報及び連絡体制

ア 事故の通報を受けた事故担当職員は、直ちに室長及び室長補佐に口頭で連絡するとともに「事故発生報告書」をとりまとめる。

イ 事故担当職員は原則として発災事業者等を担当する職員とし、このものが不在の場合は同様の事業者を担当する職員が対応した後、発災事業者等を担当する職員が対応可能となり次第引き継ぐものとする。（以下県民センターにおいても同じ。）

ウ 休日・夜間については、宿日直担当職員から連絡を受けた室長または室長補佐が事故担当職員に連絡し、事業者と連絡をとる。

エ 室長補佐は、（別図2）の連絡体制により室内及び関係課所に周知する。

オ 室長は、（表2）及び（別図2）により課長並びに防災・危機管理部長に報告する。

カ 事故担当職員は、直ちに事故発生を監督部に電話で連絡するとともに、「事故発生報告書」をファクシミリで送信する。ただし、休日・夜間の場合は、直ちに「事故発生報告書」をファクシミリで送信し、電話連絡は「経産省事故対応要領」に基づき行うものとする。

キ 事故担当職員は、第2報以降の事故情報を「経産省事故対応要領」に基づき経産省及び監

督部に連絡・報告する。

ク 事故担当職員は、発生した事故が課内別グループ、関係課及び関係機関（以下、「関係課等」という）の業務に関する場合は（別図2）により関係課等に電話で連絡するとともに、「事故発生報告書」をファクシミリで送信する。

ケ 事故担当職員は、直ちに事故発生を事故発生事業者等の所在地を管轄する県民センターに電話で連絡するとともに、「事故発生報告書」をファクシミリで送信する。

コ 県民センターが所管する事業者等の場合は、事業者等に対し、以後の通報・報告を県民センターにするよう指示し、県民センターに事故対応について引き継ぐ。ただし、休日・夜間の場合は、県民センターに引き継いだ後、事業者等に対し指示する。

サ 第2報以降の事故情報は、状況の変化に応じて上記イからコマまでと同様とする。

シ 報道機関の対応は、原則として室長又は室長補佐が行うものとする。

(3) 県民センターにおける事故通報及び連絡体制

ア 事故の通報を受けた事故担当職員は、直ちに県民センターにおける緊急連絡体制により、関係職員に周知するとともに、「事故発生報告書」をとりまとめる。

イ 事故担当職員は、直ちに事故発生を産業保安室に電話で連絡するとともに「事故発生報告書」をファクシミリで送信する。

ウ 産業保安室が所管する事業者等の場合は、事業者等に対し、以後の通報・報告を産業保安室にするよう指示し、産業保安室に事故対応について引き継ぐ。

エ 第2報以降の事故情報は、状況の変化に応じて逐次産業保安室に電話及びファクシミリで連絡する。

オ 事業者等から事故届の提出があった場合はその写しを産業保安室に送付する。

4 事故時の措置

産業保安室及び県民センターは、表1の「事故対応区分」により事故措置を講ずる。

(1) 産業保安室における事故時の措置

産業保安室における事故措置は、次により行う。

ア 事故の通報を受けた場合、室長は担当者を速やかに現場に出動させ、イに掲げる措置を講じさせるものとする。ただし、小規模な事故であって人的被害の伴わないものを除く。

イ 現場においては、事故の態様に応じ、次の措置を講ずる。

(ア) 事故状況を調査し、室長へ報告する。

(イ) 事故拡大防止のため、発出基準に基づき事業者等に対し口頭で緊急措置命令を行う。

(ウ) 経産省、監督部職員が現地調査を実施している場合は、それに協力する。

ウ 休日・夜間の場合も、上記ア、イに準じ現場に出動する。また、現場に出動している者以外の者は、必要に応じ産業保安室に集合し、所要の対策を講ずる。

エ 事故現場の状況により、必要に応じて県民センターに出動を要請する。

オ 産業保安室は、県民センターから出動の要請があった場合には、現場に出動し共同して事故措置を講ずる。

カ 産業保安室は、事故の状況の変化に応じて、調査、指示、命令等適切な措置を講ずる。

キ 産業保安室は、事故に伴い死者又は多数の負傷者が発生した場合又はテレビ新聞等の取扱いにより著しく社会的影響が大きいと認められる場合には、業務報告を行うと共に、必要に応じて県政記者クラブに資料提供を行う。

ク 大規模事故発生時は消防安全課長を班長、産業保安室長を副班長として（表3）の事故対策

班を編成する。

(ア) 事故対策班の対応係及び情報係には原則として産業保安室職員を当てる。

(イ) 事故対策班の現地係には産業保安室職員のほか、必要に応じて県民センター職員を当てる。

(ウ) 事故対策班は(表3)により必要な措置を講じる。

(エ) 事故対策班が扱う情報の内容と収集元及び提供先は(表4)及び(表5)による。

(2) 県民センターにおける事故措置

県民センターにおける事故措置は、次により行う。

ア 事故の通報を受けた場合、課長は担当者を速やかに現場に出動させ、イに掲げる措置を講じさせるものとする。ただし、小規模な事故であって人的被害の伴わないものを除く。

イ 現場においては、事故の態様に応じ、次の措置を講ずる。

(ア) 事故状況を調査し、課長へ報告する。

(イ) 事故拡大防止のため、発出基準に基づき事業者等に対し緊急措置命令を行う。

(ウ) 経産省、監督部職員が現地調査を実施している場合は、それに協力する。

ウ 勤務時間外の場合も、上記ア、イに準じ現場に出動する。また、現場に出動している者以外の者は、必要に応じ県民センターに集合し、所要の対策を講ずる。

エ 事故現場の状況により、必要に応じて産業保安室に出動を要請する。

オ 県民センターは、産業保安室から出動の要請があった場合には、現場に出動し共同して事故措置を講ずる。

カ 県民センターは、事故の状況の変化に応じて、調査、指示、命令等適切な措置を講ずる。

キ 大規模事故発生時は必要に応じ産業保安室の編成する事故対策班の現地係として措置を講ずる。

ク 緊急措置命令を発出した場合はその写しを産業保安室に送付する。

表1 事故対応区分

事業者等の区分	事故対応区分
液化石油ガス法に規定する充てん設備	産業保安室
液化石油ガスを販売する者 (液化石油ガス法に規定する販売業者及び保安機関)	産業保安室(県央地区), 県民センター(県央地区以外)
液化石油ガスを消費する者 (液化石油ガス法に規定する一般消費者等)	産業保安室(県央地区) 県民センター(県央地区以外)

※大規模事故及びA・B級事故については産業保安室も共同して対応する。

表2 庁内事故報告区分

事故内容	報告先
B級事故及びC1級事故のうち人的被害を伴わないもの	消防安全課長
A・B・C1級事故のうち人的被害を伴うもの及びC2級事故のうち社会的影響が大きいもの	消防安全課長 防災・危機管理部長

表3 事故対策班の編成

編成	対応内容
対応係	緊急措置命令の発出に係る事務作業，業務報告及び提供資料の作成を行う。
情報係	現地係・市町村・消防・警察等からの情報を収集・整理する。 関係課・市町村等へ情報を提供する。
現地係	現地での情報収集，措置等の伝達を行う。

表4 情報収集元，内容一覧

収集元	収集内容
現地係	災害の現状，周辺への影響，マスコミの取材状況
市町村	住民対応状況，その他災害対応状況
消防	消防活動状況，死傷者数，災害の現状
警察	周辺の交通規制

表5 情報提供先，内容一覧

提供先	提供内容
防災・危機管理課，県警本部警備課	全般
市町村	住民対応関係
原子力安全対策課	原子力施設等関係
環境対策課	環境への影響
港湾課，河川課	港湾，河川関係

(別紙様式)

事故発生報告書 (第 報)

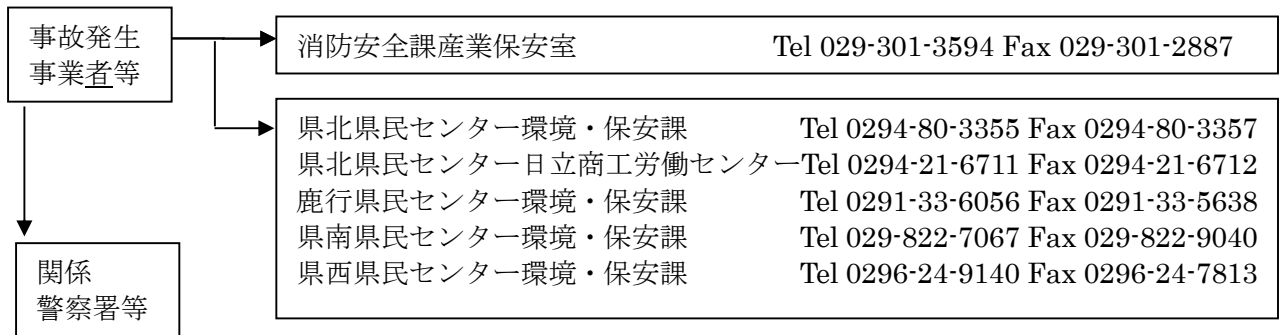
[平成 年 月 日 () : 現在]

発 信 者	所 属		氏 名		
※件名			※整理番号		
①事故の種類	漏えい ・ 漏えい爆発 ・ 漏えい爆発火災 ・ 漏えい火災 ・ CO中毒 ・ 酸欠 ・ 破裂 ・ 喪失 ・ 盗難 ・ その他 ()				
②発生日時	平成 年 月 日 () 時 分				
③発生場所	(名 称) (所在地) (連絡先)				
④発生箇所	ガス栓 ・ 消費機器 (燃焼器との接続管を含む) ・ 配管等 ・ メーター ・ 調整器 ・ 高圧ホース ・ 供給管 ・ 容器 ・ その他 () 【法適用】高圧ガス法 ・ LP法 ・ ()				
⑤事故の状況	進行中 (拡大 ・ 縮小) ・ 終息 ・ ()				
⑥被害の状況	人的被害 : (あり ・ なし)				
	区 分	当事者	第三者	不 明	計
	死 者				人
	重傷者				人
	軽傷者				人
物的被害 :					
⑦販売事業者の 名称等	事業者名 (本社) :		登録番号 :		
	事業者所在地 :				
	販 売 所 名 :				
	販 売 所 所 在 地 :				
	連 絡 先 : (TEL)		(担当者)		
	所 管 行 政 庁 : 国 (経 済 産 業 省 ・ 産 業 保 安 監 督 部) , 県				
⑧事故の概要	(喪失, 盗難にあつては, 容器番号も記載すること。)				
⑨消防による火災認定	なし ・ あり				
⑩事故の原因					
⑪応急措置の内容 (事業所)					
※職員の現地派遣	なし ・ あり () ・ 検討中				
※法令違反の有無	なし ・ あり () ・ 調査中				
※今後の対応等					
※備 考					
※受 信 者 (産業保安室)	※受信時間 年 月 日 時 分				

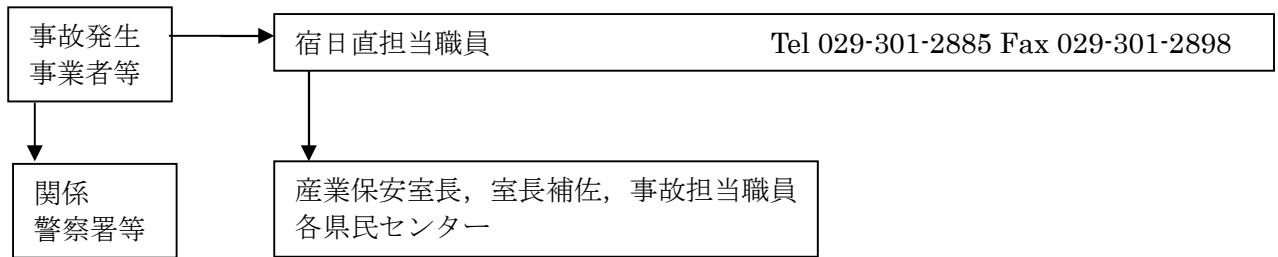
※印の項は, 記載しないで下さい。

別図1 液化石油ガス法に係る事故時連絡体制

1. 平日 (月曜～金曜 8:30～17:15)

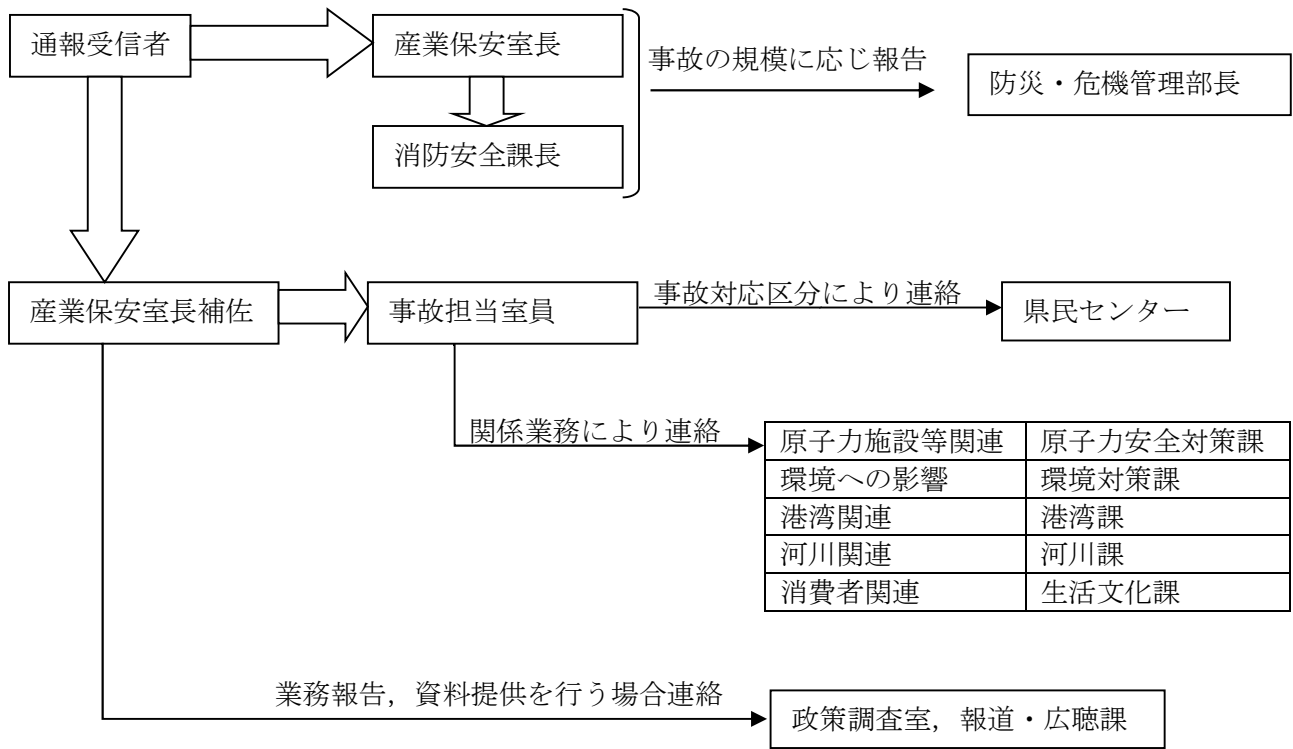


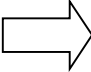

2. 休日・夜間 (平日以外)



※休日・夜間における宿日直以降の連絡体制については別に定める。

別図2 産業保安室における事故時の関係課所連絡体制



上記図中，  は常時連絡，  は場合により連絡する。

(別紙) 緊急措置命令

1 発出基準

次に掲げる場合であって、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められるときは、高圧ガス保安法第39条に基づく緊急措置を命じる。

- (1) 事故により、火災、ガスの大量噴出・漏えい等が継続中であって、更に災害の拡大が予測される
とき
- (2) 事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度、同種事故の発生が予測
されるとき
- (3) 事故の原因となった状況が、当該事業所内の他の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生する
おそれがあるとき

2 命令内容

緊急措置命令は主に次に掲げる内容について期間及び対象を定めて行う。

- (1) 施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。
- (2) 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。
- (3) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずること。

3 発出フロー

緊急措置命令発出に係る手順を下図に定める

